

## 宗像市世界遺産ロゴマーク使用基準

### (目的)

第1条 この基準は、世界遺産『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群があるまち宗像を統一したイメージで発信するために作成したロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (種類)

第2条 この基準におけるロゴマークは、基本として使用するロゴマーク（別表1）、および使用媒体、ならびに使用意図により使用することもできるロゴマーク（別表2）をいう。

### (ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、宗像市（以下「市」という。）に帰属する。

### (使用の届出)

第4条 ロゴマークの使用を希望する者は、宗像市長（以下「市長」という。）にあらかじめ宗像市世界遺産ロゴマーク使用届出書により届け出るものとする。

### (使用上の遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用するにあたり、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークのデザインを変更して使用しないこと。
- (2) 本市の信用又は品位を害するものに使用しないこと。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援するものに使用しないこと。
- (4) 法令及び公序良俗に反するものに使用しないこと。

### (使用の中止等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの基準に違反した場合
- (2) 届出の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) その他ロゴマークの使用の継続が不適當であると認められた場合

2 市長は、前項の規定によるロゴマークの使用中止により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 市長は、使用者にロゴマークの利用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第8条 ロゴマークを使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(補足)

第9条 この基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用に際して必要な事項は、市長が別に定める。

附則 この基準は平成30年2月1日から施行する。

(別表1)



世界遺産CITY

宗像

Sacred Island of Okinoshima and  
Associated Sites in the Munakata Region

市松模様 (縦)

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群



世界遺産CITY

宗像

市松模様 (横)



市松模様 (スタンプ)

(別表2)



世界遺産CITY

宗像

Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region



世界遺産CITY

宗像

Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region

ベタ (縦)

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群



世界遺産CITY

宗像

モノクロ (縦)

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群



世界遺産CITY

宗像

ベタ (横)



モノクロ (横)



ベタ (スタンプ)



モノクロ (スタンプ)

ベタ (反転)